

知事免許廃業等届出について

・廃業届について

宅地建物取引業の免許を受けた業者が、下記の表のいずれかの理由に該当することになった場合は、その事実が生じた日から30日以内に兵庫県に廃業届を提出する必要があります。
ただし、個人の宅建業者が死亡した場合は、相続人がその事実を知った日から30日以内です。
一度受理され失効した免許は、いかなる理由があっても効力は戻りません。

廃業届に必要な書類

- ・廃業等届出書(様式第3号の5)正本1部 副本1部(コピー可)
- ・宅地建物取引業者免許証の原本を添付すること。紛失した場合は発見次第返納する旨の誓約書を提出してください。

廃業の理由	法人・個人の別	届出人	免許証以外の添付書類
死亡	個人のみ(法人の代表者死亡は直ちに廃業とはなりません)	相続人	死亡者の除籍謄本(除籍謄本で相続人の確認が取れないときは、別途それがかかる戸籍謄本等が必要になります。)
合併による消滅	法人のみ	(消滅した法人の)元代表役人	商業登記簿謄本(合併されたことがわかるもの)
破産	法人又は個人	破産管財人	裁判所が破産管財人に交付する、その選任を証する書面
解散(合併、破産以外)	法人のみ	清算人	商業登記簿謄本(解散されたことがわかるもの)
廃止(自主的な廃業)	法人又は個人	法人は、代表する役員個人は、代表者	免許証以外なし